



日本原子力学会賞規程細則

2024年2月1日 表彰・推薦小委員会改定

(目的)

第1条 本細則は、日本原子力学会賞規程(0109)(以下、「規程」という)を実施するにあたり、日本原子力学会賞(以下、「学会賞」という)の種類、募集、選考等について定めることを目的とする。

(種類)

第2条 日本原子力学会賞(以下、「学会賞」という)の種類は、論文賞、技術賞、奨励賞、学業成績賞、技術開発賞、貢献賞、原子力歴史構築賞とする。

2 規程第3条に基づき、原則としてすべての種類の学会賞を毎年1回授与する。ただし、ふさわしい成果や貢献がない場合は、該当する学会賞は授与しないものとする。

(論文賞、技術賞、奨励賞)

第3条 論文賞、技術賞および奨励賞は、募集期限を起点とする過去3年間(本会発行の「和文論文誌」、「英文論文誌」はオンラインで公開された掲載巻号未定の著者校正を終えた論文を含む)に公表された原子力平和利用に関する学術および技術上の優秀な成果(以下、「成果」という)を対象とし、これをなした者に授与する。論文賞は日本原子力学会(以下、「本会」という)会員であると否とを問わない。技術賞および奨励賞は本会会員に限る。ただし、複数の者が共同してなした成果であっても、受賞者は原則として1件あたり3名以内とする。なお、やむを得ず3名を超えた受賞候補者を推薦する場合には、理由(各受賞候補者の貢献度および貢献内容)を明示し、関係資料を添付する。

2 論文賞は、成果の主要部が本会発行の「和文論文誌」、「英文論文誌」、本会主催の国際会議論文集、本会発行の図書のいずれかに掲載された独創性・新規性のある優れた単一の論文を対象とする。推薦にあたって、それに関連する論文は参考として添付する。

本賞は、「本質性」と「独創性・新規性」の観点から、その課題が原子力平和利用に関し学術的・技術的に寄与度が高く、またその解決のためのプロセスと努力が適切で、高い成果が上げられているかについて評価する。

3 技術賞は、成果のうち設計、加工技術、製品、プラント建設、プロジェクト、ソフトウェア、試験・実験データの取得など実用的価値のある新技術であって、その主内容が本会発行の「和文論文誌」、「英文論文誌」、本会主催・共催の国際会議論文集、本会発行の図書のいずれかに論文として公表されたものを対象とする。推薦にあたって、関連する資料などは参考として添付する。

本賞は、「実用性・有用性」と「本質性」の観点から、技術としてどのように実用化されているか、それが原子力の平和利用に関し技術的に寄与度が高く、またその解決のためのプロセ

スと努力が適切で、高い成果が上げられているかについて評価する。

- 4 奨励賞は、当該年度末において満 35 歳以下の本会会員により本会発行の「学会誌」、「和文論文誌」、「英文論文誌」、本会主催の国際会議論文集、本会発行の図書のいずれかに掲載、あるいは本会の春の年会・秋の大会で口頭発表された成果を対象とする。なお、将来性に富む成果であれば、未完成のものでもよい。推薦にあたって、関連する資料などは参考として添付し、受賞候補者の寄与を明確にする。

(学術業績賞)

- 第 4 条 学術業績賞は、原子力平和利用に関する学術および技術上の各分野において長年のあるいはまとまった優れた業績をあげた原則として本会会員である個人を対象とする。成果の主要部が本会発行の「和文論文誌」、「英文論文誌」、本会主催の国際会議論文集、本会発行の図書のいずれかに複数編掲載されていれば、成果の一部が他学術誌などに公表されていてもよい。推薦にあたって、関連する資料などは参考として添付する。

本賞は、「本質性」「独創性」「有用性」の観点から、原子力の平和利用の観点から寄与度の高い学術および技術上のある分野の課題について、その解決のために適切なプロセスによる努力を重ね、高い成果を上げたことを評価する。特に学術的な成果を重視するので、技術上の課題の場合には、その技術の根底にある基礎的な検討を評価する。その他、その成果の独創性や有用性・波及効果の観点からも評価する。

(技術開発賞)

- 第 5 条 技術開発賞は、原子力平和利用に関する長期的もしくは複数の研究機関にまたがる共同プロジェクトによる技術上の優れた成果を対象とし、これをなした本会会員を含むグループに授与する。推薦にあたって、関連する資料などは参考として添付する。

本賞は、原子力平和利用に関する大型技術開発として、いかに優れた成果を上げたかについて評価する。

(貢献賞)

- 第 6 条 貢献賞は、原子力平和利用の進展に寄与するところが大きい原子力の研究・開発・利用、安全確保、教育、パブリックコミュニケーション等に係わる日常業務または社会活動を対象とし、本学会会員であると否とを問わず、これをなした個人または団体に授与する。推薦にあたっては、受賞候補者の貢献内容が分かるよう関連資料を参考として添付する。

(原子力歴史構築賞)

- 第 7 条 原子力歴史構築賞は原子力平和利用の進展と定着に、歴史的に重要な意味を持ち、あるいは多大な貢献をしてきた原子力関連施設や事績、資料を対象とし、その果たしてきた歴史的役割を広く学会内外に周知し顕彰する。

- 2 下記の(1)～(3)のいずれかに合致する国内外の施設を対象とする。本会会員、賛助会員関係以外の施設、事績、資料を含む。

(1) 原子力エネルギーまたは放射線利用にかかる研究・開発・利用あるいは教育において、

歴史的に重要な意味を持つ施設。

(2) 原子力エネルギーまたは放射線利用にかかる研究・開発・利用において、基礎、基盤・応用あるいは教育の面で多大な貢献を果たした施設。

(1) および(2)は研究所、研究室、実験室、試験所、試験設備、発電所等の公共、商業施設などで、過去に存在したものも含む。

(3) 原子力エネルギーまたは放射線利用に関連して歴史的に重要な意義のある業績、貢献、足跡、発明・発見等の事績、資料類

3 応募にあたっては正会員または賛助会員代表者が推薦(自薦・他薦何れも可)するものとし、受賞候補者の貢献内容がわかるよう関連資料を参考として添付する。

4 原子力歴史構築賞の募集、選考方法は別途定める。

(特賞の付加)

第8条 特に優れた成果に対する論文賞、技術賞および学術業績賞には、特賞を付加することができる。

(本賞と副賞)

第9条 学会賞の受賞者には、表彰楯を贈呈する。

(学会賞選考会)

第10条 日本原子力学会賞規程(0109)第5条2項に基づき、表彰・推薦小委員会に学会賞選考会(以下、「選考会」という)を置く。

2 選考会は、学会賞受賞候補者を選考し、表彰・推薦小委員会の承認を得て理事会に提案することを任務とする。

3 選考会は、委員長、副委員長、幹事および委員をもって組織する。委員は、理事、監事、支部長、部会長、評議員、その他の学識経験者より選任する。ただし、受賞候補者および推薦者は委員になることはできない。

4 委員長および副委員長は副会長に、幹事は編集委員長および企画委員長に、会長が委嘱する。ただし、これらいずれかが受賞候補者または推薦者であって委員になれない場合、理事の中から会長が選任する。

5 委員長は必要に応じて委員会を開催して会務を総括し、幹事は委員長を補佐して会務を整理する。委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(募集方法)

第11条 選考会は、「学会誌」、「英文論文誌」および本会ホームページに公告して受賞候補者の推薦を求める。

2 正会員または賛助会員代表者(以下、「正会員等」という)は、自薦、他薦を問わず、受賞候補者を推薦することができる。

(推薦方法)

第 12 条 正会員等は、受賞候補者を推薦する場合、対象とする成果もしくは貢献、ならびに、受賞候補者の実績を示す内容、授与すべき学会賞の種類、推薦理由等を記載した推薦書および論文別刷りなどの参考資料を添えて学会事務局へ送付する。

(選考方法)

第 13 条 選考会は、推薦のあった受賞候補者について、担当委員を 2 名選任する。

- 2 選考会は推薦されたそれぞれの受賞候補者について、担当委員の意見を参考にして 5 名以上の第 1 段選考者を選任して、第 1 段評価を依頼する。ただし、技術開発賞、貢献賞および原子力歴史構築賞については第 1 段評価をおこなわない。
- 3 担当委員は第 1 段選考者の評価を踏まえて評価書を作成して、選考会に提出する。
- 4 選考会は、評価書に基づき審議をおこない、各学会賞の受賞候補者とそれぞれに付加すべき賞を決定して表彰・推薦小委員会に報告する。
- 5 理事会は、表彰・推薦小委員会の報告を審議して、受賞者を決定する。

(補則)

第 14 条 本細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(改定)

第 15 条 本細則の改定は表彰・推薦小委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 昭和 42 年 1 月 23 日 第 88 回理事会決定。同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 7 年 7 月 26 日 全部改定
 - ② 平成 8 年 5 月 29 日 平成 9 年 6 月 26 日、平成 10 年 6 月 25 日 一部改定
 - ③ 平成 12 年 6 月 22 日 平成 13 年 7 月 24 日、平成 14 年 9 月 24 日 一部改定
 - ④ 平成 19 年 5 月 22 日 一部改定
 - ⑤ 平成 20 年 9 月 25 日 一部改定
 - ⑥ 平成 23 年 3 月 23 日 表彰・推薦委員会制定（一般社団法人移行に伴い、内規として制定。「学会賞選考委員会」を「学会賞選考会」に変更、第 15 条を追加）
 - ⑦ 平成 27 年 3 月 18 日 表彰・推薦小委員会改定、平成 27 年 3 月 18 日 第 7 回理事会報告
 - ⑧ 平成 27 年 6 月 19 日 表彰・推薦小委員会改定、平成 27 年 6 月 19 日 第 1 回理事会報告
 - ⑨ 平成 28 年 1 月 26 日 細則に変更。表彰・推薦小委員会改定、平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会報告
 - ⑩ 平成 29 年 5 月 25 日 表彰・推薦小委員会改定、平成 29 年 5 月 25 日 第 9 回理事会報告

- ⑪ 平成 30 年 1 月 31 日 表彰・推薦小委員会改定、平成 30 年 1 月 31 日 第 6 回理事会報告
- ⑫ 2024 年 2 月 12 日 表彰・推薦小委員会改定、2024 年 2 月 1 日 第 6 回理事会報告

附則

- 1 平成 27 年 3 月 18 日改定の内規は、改定日より施行する。
- 2 平成 27 年 6 月 19 日改定の内規は、改定日より施行する。
- 3 平成 28 年 1 月 26 日改定の細則は、改定日より施行する。
- 4 平成 29 年 5 月 25 日改定の細則は、改定日より施行する。
- 5 平成 30 年 1 月 31 日改定の細則は、改定日より施行する。
- 6 2024 年 2 月 1 日改定の細則は、改定日より施行する。